

平成 26 年 2 月 3 日

消費税率引上げに伴う料金変更の件

謹啓 時下ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。  
常日頃、当一般財団に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 1 日より消費税の税率が 5%から 8%に引上げられます。それに伴い、消費税が内税で明記されていた以下の科目の料金を改定致したいと存じます。

貴協会各位のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

敬白

記

1 料金改定科目

ライセンス料、試合承認料、プロテスト受験料、広報誌、年鑑、放送承認料  
(各改定料金は別紙ご参照)

2 試合役員費、交通費

消費税抜きの金額に消費税率 8%を乗じた金額を付加して、当該興行主に御請求させていただきます。

3 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日 (火)

試合承認料、役員費、プロテスト受験料、放送承認料に関しては、試合日、プロテスト実施日が平成 26 年 4 月 1 日以降からが対象です。

ライセンス料、広報誌、年鑑に関しては、受付が平成 26 年 4 月 1 日以降からが対象です。

以上

一般財団法人 日本ボクシングコミッション